

令和8年6月19日

午前9時

スマート農業機械導入費用の一部を補助します

- 1 目的 農業者などが、農作業の効率化を目的としたスマート農業機械を導入する場合に要する経費を補助し、生産性の向上を図ること。
- 2 対象者
次のすべてに該当する人
 - (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画の目標地区に位置付けられている
 - (2) 令和7年に農業収入がある
 - (3) 令和9年度から3年間継続して農業経営を行う意思がある
- 3 対象機械
次のすべてに該当する機械
 - (1) 販売を目的とした農作物の生産に要する機械
 - (2) 農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに記載のある技術またはこれらと同等以上と認められる技術を用いた機械
 - (3) 中古機械の場合は、使用可能期間が2年以上であることを販売店などが証明できる機械
- 4 補助額 補助率1/2以内、上限50万円
※ 同一年度内に1台限り
- 5 申請期間 7月1日（水）～9月30日（水）
※ 受付期間内でも予算額に達した時点で受け付けは終了します
- 6 申請方法 補助金交付申請書に必要書類を添えて提出してください。
詳しくは添付のチラシを参照してください。

問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

農林部生産流通課 課長補佐兼水田営農係長 熊谷
主任主事 藤代

電話：(0191)21-8426 (ダイヤル)

FAX：(0191)21-4221

メールアドレス：seisanryutu@city.ichinoseki.iwate.jp

スマート農業機械導入費用の一部を補助します

農作業の効率化による生産性の向上を図るため、スマート農業機械を導入する場合に要する経費の一部を補助します。



補助対象者

次の全てに該当する方

- ① 地域計画の目標地図に位置付けられた方
- ② 令和7年に農業収入がある方
- ③ 令和9年度から3年間継続して農業経営を行う意思がある方
- ④ 国、県、市、他の地方公共団体等から同様の補助金等の交付を受けていない方
- ⑤ 一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）第2第6号に規定する排除措置対象者に該当しない方

補助対象経費

次の全てに該当する機械

- ① 販売を目的とした農作物の生産に要する機械
- ② 農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに記載のある技術またはこれらと同等以上と認められる技術を用いた機械
- ③ 中古機械の場合は、使用可能期間が2年以上あることを販売店等が証明できる機械

補助金の額

- ・ 補助率2分の1以内、上限50万円
- ・ 補助金の申請は、同一年度内に1台限り
- ・ 課税事業者は税抜価格で申請

受付・問い合わせ先

本庁	生産流通課	☎0191-21-8426
花泉支所	産業建設課	☎0191-82-2908
大東支所	産業建設課	☎0191-72-4081
千厩支所	産業建設課	☎0191-53-3962
東山支所	産業建設課	☎0191-47-4523
室根支所	産業建設課	☎0191-64-3806
川崎支所	産業建設課	☎0191-43-3601
藤沢支所	産業建設課	☎0191-63-5317

受付期間

7月1日（水）～9月30日（水）

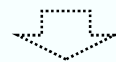
※ 予算額に達した時点で受付終了

申請の流れ

1 交付申請（申請者→市）

提出書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 令和7年の農業収入がわかる書類（申告書、決算書の写し等）
- ④ 機械の規格・能力がわかる書類（カタログの写し等）
- ⑤ 見積書の写し
- ⑥ 中古機械の場合は、耐用年数が2年以上であることを証する書類（販売店等が発行する使用可能期間証明書の写し等）



2 審査・交付決定（市→申請者）



3 発注・契約・納品・支払完了（申請者）



4 補助金の請求（申請者→市）

提出書類

- ① 補助金請求書
- ② 事業実績書
- ③ 契約書の写し
- ④ 請求書の写し
- ⑤ 領収書の写し
- ⑥ 申請者名義の通帳の写し



5 完了検査・補助金交付（市→申請者）

事業実施状況の報告

令和9年度から4年間、事業実施報告書の提出が必要です。



事業の詳細、提出書類の様式等は、市ホームページをご確認ください。

